

第2回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会議事録

1 日時

平成14年8月24日(土)午後1時から午後3時50分まで

2 場所

岩手県二戸市「ワークイン二戸」

3 出席者

南博方委員長、古市徹副委員長、板井一好委員、笹尾俊明委員、佐々木俊介委員、齋藤徳美委員、田村彰平委員、中澤廣委員、西垣誠委員、長谷川信夫委員、藤縄克之委員、粕谷明博委員、川本克也委員、中村隆一委員、小原豊明委員、中村忠充委員、椛本重幸委員、澤口博二委員、野月平正光委員、工藤勝雄委員、四戸廣治委員
時澤忠岩手県環境生活部長、主濱了岩手県環境生活部次長、築田幸岩手県環境生活部資源循環課長、菅野洋樹岩手県環境生活部資源循環推進課長補佐、福永憲二青森県環境生活部次長、鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長、山田光雄青森県環境生活部環境政策課廃棄物・不法投棄対策室長

(菅野洋樹岩手県環境生活部資源循環推進課長補佐)

それでは、開会にあたりまして岩手県時澤環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

(時澤忠岩手県環境生活部長)

岩手県環境生活部の時澤でございます。はじめに一言ご挨拶申し上げたいと思います。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、合同検討委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今回、第2回目でございますけれども、地域住民の方々から多くのご意見をいただきながら検討を進めて参りたいということで、新たに5名の地域住民の方に、委員に就任をいただいております。前回の第1回目の検討委員会におきましては、委員の皆様方から貴重なご意見をいただいたところでございますけれども、そうしたご提言を踏まえまして、本日はまず汚染の除去と汚染拡散防止対策を進めるにあたっての、調査結果の一体的な説明と、そして、今後実施しようとしている調査等の両県の対応策をお諮りしたいと思います。また、排出事業者責任につきましては、現在、環境省と連携を図りながら、両県が作業中ございまして、先般も現場廃棄物の掘削による詳細調査から排出事業者を追及していく中で、不適正に処理の委託をしておりました事業者の存在を解明致しまして、措置命令を行ったところでございますが、今後も徹底して不法投棄の関係者の責任というものを追及していくこととしておりまして、これを進めるにあたってのご意見等につきましても、皆様方からお願いをしたいと考えております。本事案の解決につきましては、何よりも地域住民の方々の健康被害の防止ということと、安心感の醸成ということが第一である、と考えておりまして、この点を早急にかつ安定的に確保するという事が両県の使命と考えております。この観点に立ちまして、対応策を作成致して参りましたので、皆様方におかれましては、忌憚のないご意見・提言をいただきますよう、お願いを

申し上げまして挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願い致します。

(菅野洋樹岩手県環境生活部資源循環推進課長補佐)

はじめに恐縮でございますが、お手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は次第と題します資料と、資料 1 から 6 までございます。資料 1 と致しまして「第一回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会概要とその後の経過について」、資料 2 と致しまして、「調査位置図」という、調査地図がございます。資料 2 - 1 と致しまして、A 3 を折ったものでございますが、「県境不法投棄事案に係る汚染実態調査等」という資料でございます。資料 3 と致しまして、「汚染の除去と汚染拡散防止対策の今後の対策について」と題します資料がございます。資料 4 と致しまして、同じく A 3 を折った資料、「県境不法投棄事案に係る原状回復スケジュール」というものがございます。資料 5 と致しまして「技術部会の設置について」、更に資料 6 と致しまして「排出事業者の責任追及の状況と今後の予定」、以上の資料がお手元にあると思いますが、ご不足等があれば、事務局までお申し出いただきたいと思っております。宜しいでしょうか。では次に本日新たにご就任をいただきました委員の方々をご紹介させていただきます。田子町の椛本重幸委員でいらっしゃいます。同じく澤口博二委員でございます。二戸市の野月平正光委員でございます。同じく工藤勝雄委員でございます。同じく四戸廣治委員でございます。次に本日の出席者をご紹介申し上げます。はじめに本日ご出席の委員をご紹介申し上げます。南委員長でございます。古市副委員長でございます。板井委員でございます。笹尾委員でございます。佐々木委員でございます。斉藤委員でございます。田村委員でございます。中村委員でございます。西垣委員でございます。長谷川委員でございます。藤縄委員でございます。粕谷委員でございます。川本委員でございます。中村委員でございます。小原委員でございます。中村忠充委員でございます。次に両県の出席者をご紹介致します。岩手県環境生活部長の時澤でございます。青森県生活環境部次長の福永でございます。岩手県環境生活部次長の主濱でございます。青森県環境政策課長の鎌田でございます。岩手県資源循環推進課長の築田でございます。青森県不法投棄対策室長の山田でございます。それでは議事に入らせていただきます。ここからの進行は南委員長にお願い申し上げます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(南博方委員長)

本日は、お休みのところ、皆様多数お集まりいただきまして、誠に有り難うございます。それでは、議事次第に従いまして、議事を進めたいと思っております。まず、第 1 回の合同検討委員会を含めまして、議事録を作成したいと考えております。つきましては、青森県・岩手県、それぞれお一人ずつ議事録の署名人をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。署名人としては、佐々木さんと、笹尾さんをお願いしたいと思っておりますが、宜しいですか。

(佐々木俊介委員・笹尾俊明委員)

はい。

(南博方委員長)

それでは署名人のご了承をいただきましたので、宜しく申し上げます。
前回の検討委員会の概要、及び今日までの経過を事務局からご説明して下さい。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

岩手県の資源循環推進課長の築田でございます。今回の報告内容あるいは議事については、私の方からご説明申し上げたいと思います。資料1をお開きいただきしたいと思います。前回、欠席の委員、それから新たにご就任いただいた委員がいらっしゃいますので、前回の合同検討委員会概要、その後の経過について、簡単にご説明申し上げたいと思います。まず、1番目の合同検討委員会の設置と検討の進め方ということで、現場は青森・岩手、両県にまたがっていることから、両県の対策は一体的に行うべきであるとの認識に立ち、技術的側面のみならず、社会経済的側面等を含めた総合政策における両県の連携を包括的に行い、現地の環境再生を図ることを目的といたしまして、この合同検討委員会が設置されております。最終検討テーマでございますが、県境不法投棄現場の環境再生計画の策定に向けて検討を進めるということにしております。環境再生のプロセスでございますが、まずで囲んである部分、3段階に区分しております。1つ目には、緊急検討課題と致しまして、周辺への環境回復から速やかに汚染除去が可能なエリアについては、その除去の方法を検討する。そして除去が不適当なエリアについては、遮水壁による囲い込み等の汚染拡散防止対策を実施することとし、その方策を検討する。2つ目には、中期的検討課題と致しまして、汚染拡散防止対策を実施するエリアについて、最終形態をどのようにするかを検討する。3つ目は、長期的検討課題としまして、不法投棄現場の環境再生計画を検討する。という3段階で進めることとしております。2番目、これは技術面でございます。西側エリア、有害物質が広範囲かつ多量に投棄されているエリアでありまして、即時の撤去可能エリアの特定が困難であるという事から、遮水壁による、囲い込みによる汚染拡散防止対策を実施すると。東側のエリアにつきましては、全面掘削調査によりまして、廃棄物の性状、その場所が特定されております。このことから、次のページになりますが、有害廃棄物の即時除去が可能であるという事で、更に詳細な調査を致します。後ほど詳細調査については、説明致しますが、早期除去可能なエリアについて、その除去方法を、即時除去が困難なエリアについては囲い込み等の汚染拡散防止対策を検討するとしております。次に社会面でございます。原因者、不法投棄実行者に対する求償。そして、排出事業者に対する求償。3つ目には、新たな支援制度、現行の国等の支援制度の拡充。そして国における排出都道府県の費用負担等の調整。このような制度についての創設の検討をするということにいたしております。4番目ですが、第1回目の出席委員から出された意見・提言の概要でございます。1つ目には、原状回復措置検討と汚染の拡散防止対策について、主な意見・提言を説明申し上げたいと思います。ゴシックのアンダーラインの部分でございますが、「本当にしっかり有害物質とかの存在状況等・分布等が分かっているのであれば、それを早急にターゲットに対して直にやっていくのが良いのですが、それでなければ、まず、囲い込んで、汚染が広がらないようにする形をとる」というご提言でございます。さらには、 ですが、「全量撤去するとは言っていないまでも、少なくともそのプロセスを踏んで、最終到着点というものをそこに置くと言う、こういう事が住民に対して分かり易い。」

というご提言。3ページ目に参りまして、でございますが、「撤去ということになれば、岩手県の方でやられたようにどういったものがどのくらい入っていて、どういう濃度かというデータが必要だと。緊急対策となれば、地下水源の詳細な調査が必要だと。どうもその辺お互い少しずつ足りない部分がある。」というご指摘でございます。に参りまして、「適正な調査というものを行っていただいて、そしてその結果というものをやはりお知らせするという、情報を公開するということが皆さんの安心感、住民の方々の安心を高めることとなりますし、また批判も出来るわけですから」というご意見でございました。次は、排出事業者の責任追及についてということで、費用財源補填方法について、「排出事業者から取れる額ということは限られている。流出県まで、また、排出事業者のいる都道府県まで費用が取れて、実行可能なのかどうか、その辺の現実論をすこし議論するべきではないのか」というご意見。それから、「排出業者を措置命令の対象とすることは、結論から言うと極めて困難ではないか」ということで、次の4ページに参りまして、上から7行目くらいになりますが、「そのゴミというのは関東の方から来ているわけです。それらの県にも応分の費用を負担してもらうというのが、公平の原則に適するのではないかと。そこで一つの提言として、公害等調整委員会に被害者の立場から調停を申立てることができないか」というご提言がございました。総合的な意見としましては、一番下になりますが、「両県が調査をされたリストとか、そのデータを技術的な専門の先生方にみていただいて、こういう調査が不足している、あるいはどのくらいのレベルのものが必要なんだと示していただく必要がある」と、それから、「一体として客観的に現場の汚染状況を把握するというのが一番重要である。」と、「両県で今まで得られた、地形・地質、地下水、廃棄物の分布状況などを、一回同じ共通の一つのマップに落としてみれば、いわゆる一つの図面の中に書き込んでみると、足りないものが明らかになってくる」と、「やはり住民の立場に立って、汚染は一つ、対策は一つだというのでやっていけるような委員会の運営の仕方を考える必要があるのではないかと」、「場合によっては、そういう実行ワーキングみたいなものも必要でしょうし、開催回数も沢山必要なのかもわかりません。もっと住民の方々の意見を聞く機会を持つ必要があるのかもわかりません。形式ではなく、実態のある運営の仕方を是非考えていただきたい。」というご提言です。6ページに参りまして、3行目から、「確かに技術面では技術ワーキングみたいなものを、その中で検討していただいて、それは非常に重要であるけどもそれはやはり誰かが分かり易く、住民なり、一般の人に説明しないと、分かり難くなると。陰で何をやっているのか分からないという、それはまた、悪いイメージをもってしまう。」ということ、「やはり最終的に費用というのは重要な事であるから、初期費用として設備をつくとこれだけかかると、あるいはランニングコストという面で、何年どのくらいの費用がかかるのか、ということが重要になってくるので、その辺の情報もできる限り早い段階で示していただきたい。」ということ。そして環境省からは、「排出事業者責任追及については、やはりその事はしっかりやっていきたい。」ということ、それから、「私共が間に入って関係都県と青森県・岩手県両県交えてのどう対策をとっていくかということを積極的にやっていきたいと思っています。」ということ。また、「住民というのは、安心というものがある。最終テーマ、そうでなかったら、最終的に到達する目標というのは一体何なのかということ。立場は立場としてなかなか言い難い部分もあるが、目標は目標としてははっきりおっしゃってもらいながら、それに向かっての対策というのが講

じてもらえるならば、理解がより深まり、安全な対策というものがとられるのではないか。」ということ、更に7ページに参りまして、「最終テーマなり最終目標なりというものを設定しながら、それに向かっていくのであればいい。」と。大きく分けて、今までのことを1つのマップに落とししてみれば、何が足りないのか、何が不足しているのかが分かる。2つ目には、撤去に際しては、やはり周りにそういう汚染が広がらないような対策を講じてやるべきだということ。3つ目には、技術部会というものを設置してやる必要があるのではないかと。4つ目は、最終目標をはっきりと示し、そのプロセスを踏んで住民に分かり易く説明していく必要がある。というようなご意見・ご提言をいただいております。その後の計画でございますが、7月17日に住民の方々に対する説明会を田子町で行っております。その際に、両県からこれまでの説明、調査結果を踏まえての説明をしております。青森県側では、まず遮水壁を設置した上で、廃棄物の詳細調査も行い、有害物は撤去する説明をして、住民の方々からは、遮水壁設置、撤去計画の具体的説明がないために生活に不安があるというご意見が出されております。岩手県側についても、これまでの調査結果と、今後、青森県の遮水壁に入るかどうかの調査を行い、その後の調査の結果によっては、合同委員会に諮り、住民合意を得た上で、有害な廃棄物を撤去すると。開始後2年ないし3年で撤去したい、という旨を説明しております。そして8月15日に行政レベル、青森・岩手そして田子町、二戸市を交えての合同会議を行いまして今日に至っております。以上報告でございます。

(南博方委員長)

ありがとうございました。ただ今は、前回の合同検討委員会の概要と、今日までの経過の要点をご説明いただきました。今回、第2回目の合同検討委員会の検討事項の第1は、汚染除去と汚染拡散防止策についてでございます。前回の委員会での提言等を受けまして、両県がどの様に検討されてきたのか、その点を明確にしながら、ご説明いただきたいと思っております。

(澤口博二委員)

その前に、田子町の澤口と申しますが、議事をさいて申し訳ないのですが、私、今回から初めてなのですが、もう一度再確認したいのですが、この合同検討委員会、この役割というか、ここで何らか決定出来る委員会なのか、その辺をもう一度委員長のお立場から確認したいのですが。

(南博方委員長)

それでは事務局、ご説明いただけますか。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

はい、合同検討委員会のあり方と言いますか、内容を含めてでございますが、これは、行政が責任をもってあそこの現場を原状回復、そして環境再生を図っていくために、どういう方針、方法で取り組むか、ということについて、委員からその内容をいろいろ、ご議論・ご協議いただいて、ご提言をいただくと。提言をいただいたものについては、評価を含め

てですが、更に行政側がそれをもう一度検討、見直しいたしまして、更にこちらの検討委員会の方にお諮りすると。そこで、最終提言的なものをいただき、その方向・方針に沿った形で、行政側は履行するというふうに考えております。

（澤口博二委員）

そうしますと、ここで何らかの提言が出たと。それを持ち帰って検討して、さらにここで検討した結果については拘束されると言ったらちょっと悪いですけども、それだけの責任がある委員会なわけですよ、ここは。

（築田幸岩手県環境生活部資源循環課長）

先ほど申し上げましたように、最終目標といいますか、あそこの現場の環境再生の計画までこの合同検討委員会でご提言をいただきたいという最終目標がございます。それに向けて、ご提言をいただいた部分を、責任をもって履行するのは行政側でございますので、最終的に責任をとるという形はございません、委員会の方は。行政があくまで最終責任はとるということになります。

（南博方委員長）

私から、それでは説明を申し上げますが。この資料1にございますように、不法投棄現場というのは、これは青森・岩手県境にまたがっているわけで、現場が一体でございます。しかし、これは両県それぞれバラバラに対策というものが行われると非常に困りますので、これはやはり一体的に進めるべきではないかと。そういうふうな認識に、まず立っております。そして、そのためには、技術的な面でどういうふうな環境の保全対策をとったらいいか、こういう問題もございます。更に、そういう技術面だけではなくて、住民の皆様との理解と協力を得ながら、そのような作業を実施していかなければならないと。あるいはその他排出事業者責任の追及であるとか、そういうふうな技術には関わらない、また、社会的な側面、というようなものもございます。更には、将来的な方向としましては、環境の再生という問題がございますので、環境再生に向けて、どういう考え方を打ち出せば宜しいのか、というようなことをここでご検討いただきたいと。そして、ここで検討しました事は、両県に提案を致しまして、その提案については、これは最大限に尊重していただく。勿論、行政については、行政が最終的に責任を持つものであって、我々合同検討委員会が責任を持つべきものではございませんけども、しかし、ここで出ました皆様のご意見というものは、やはり両県の行政に反映させていただきたいと。こういうふうな主旨で設けられたものでございます。そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

（澤口博二委員）

すいません。続けて、申し訳ないのですけれども。私は地元で田子の声100人委員会をやっているのですけれども。合同検討委員会とか何か、様々な会議をやっているけども、何をやっているのかさっぱり分からないと。もう少し分かり易くやってくれないかなと、そういう話が言われるわけです。今までは、会長一人が出ていたこともありまして、今回、私も出させていただいての、それなりの声を受けてきているものですから、それなりの話を聞かないと帰れないのもありまして、聞いたのですが。その後続けてこの資料1に検討

機関としての位置付けがあると。技術的側面のみならず、社会経済的側面等も含めた、総合政策を提言されているような位置付けになっておりますが、今までの経過を見てみますと、汚染の除去、ほとんど技術的な面に限られていますよね。これは、今まで臭い物に蓋をしてきたとか、そういう感じが否めないのですが、やはり行政の責任というもの、これはどう言い逃れをしても免れないと思います。その辺の責任・原因、もう少し排出事業者だけではなく、それに関わった全ての人々についての原因責任をはっきりしていかないことには、今後同じような事態が、もう既に出ているでしょうし。その辺を含めて検討していただきたいのですが。こういうのは、検討案の中には含められないものでしょうか。

（築田幸岩手県環境生活部資源循環課長）

おっしゃるとおりでございます。いろいろこの検討委員会の中でいただいたご意見・ご提言、ご助言を踏まえてですね、行政が責任を負うべきことについては、当然それは行政の方で今後、そういうものを含めて、どうするか、という事は考えていかなければならない、と考えておりますので、決して、行政責任をないがしろと言いますか、これまでのこのことについて、蓋をするような形で進めていくということはありませんので。

（澤口博二委員）

そういうことではなく、この検討委員会の中で検討課題として、それは挙げられないものなのかどうかということなんですけどもね。

（築田幸岩手県環境生活部資源循環課長）

そのことについて、委員の方々の総意という形であれば、行政責任についてどういう形で、この中で議論していただくということは、ご提言いただいた部分についてお答えするような形になろうかと思えます。

（南博方委員長）

行政の責任の取り方というものについては、いろいろな対応というものがあるかと思えます。しかし、こういうふうに合同検討委員会というものが設置された。更にまた今日、かなり具体的に突っ込んだ、環境再生へ向けてのお考えになったことの提案が県から出るかと思えます、ご意見が。何よりも、私は行政の責任というものは、やはり環境再生へ向けて、最終目標である環境再生へ向けて、最大限に努力していただく。そうして、それは目に見える形で、住民の方々に明らかにしていただくという事だと思っておりますので、今日のご議論もその観点から検討いただきたいと思うのですが。

（澤口博二委員）

時間をとらせて申し訳ないのですけれども、ここで検討課題に挙げられないという事でしたから、又別の機会でも是非やっていただきたいのですが。結局、その原因が単に排出事業者だけに被せられるものではないと。それに関わった全ての人たちがですね、全ての原因を探っていないことには、このゴミの不法投棄というものは絶対無くならないですよ。そのへんを出来ましたなら委員長に何とかここであげていただきたいのですが、な

かなか無理なようですので、一応引き取ります。

（南博方委員長）

わかりました。ご意見、十分お聞きしまして、それを踏まえまして、今日の議論も進めて行きたいと思います。

（中村忠充委員）

住民にとっては、大変大事な事なのですよね。ですから、田子町の住民というものは、この合同検討委員会の中で、おそらく行政責任も明らかにされるだろうと。そういう希望を持っているわけですよ。ですから、我々がそういう部分に今までもこだわってきましたし、そういう事がはっきりしないと、今後、やはりこの問題というものが、ウヤムヤにしてしまうとなかなか前に進まないのではないかと、こういう事が考えられるわけでありませう。第1回目の検討委員会の中で、田村先生から、公害等調整委員会のお話がありました。これは、私がいまだによく理解していなかったために、質問の仕方が悪くて、委員長さんからお叱りをいただき面がございましたけれども、豊島でできて、なぜこの青森・岩手県境の問題で、それが出来無いのですかと、中坊公平さんを頼まなければ、やれないものですかという、実はそういう質問であったこと、こういう経緯であります。田村さんの発言の要旨を後で詳細に私共勉強させていただきましたが、それについて、いろいろこの検討委員会では難しいから、県の当事者能力というものがそれを解決するためにないのではないかと。こういう事を田村先生は、先見を得て指摘をしたんだなとそのように理解したわけなんです。ですから、田子の澤口（委員）が今、この場で一定の行政責任というものを明らかにしていただけないかと、こういう事を申し上げたわけでありませう。7月17日の説明会で、青森県の方から昭和55年からの経過報告が出て参りました。この報告についてもざっと見て20問ほどの疑問点があることと、町民の間ではそういうことになっております。出来れば、委員長さんのお許しがいただければ、この委員会の名において、公開の質問状を私共は出したいこと、そういうふうを考えているのだという意見。そういう問題一つ一つ、疑問なり、不透明な所について、明らかにしていただけないと。住民というものはなかなか納得出来ないのではないかと。そのように考えておりますので、あえて、申し上げさせていただきます。

（南博方委員長）

宜しいでしょうか。どうもありがとうございました。ご意見を十分踏まえまして、議事を進めていきたいと思ひます。私も、豊島の産廃の調停事件では、調停委員として、一番最初から参画して、解決にあたって参りました。その経験を本件においても生かしたいと思ひております。ただ、ケースがやはりかなり本件と違うという点もございませう。類似した所もございませうので、そういうふうな豊島調停の私の経験をも生かしながら、しかし、又、両県に則したような、そういう解決方法というものを打ち出したいと、私は固い決意をもちておりますので、宜しくご協力いただきたいと思ひております。議事の進行の面もございませうので、又、その過程においていろいろご議論いただければと思ひます。それでは、
のア、これまでの調査結果状況と調査結果について事務局から説明をして下さい。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

資料 2 をご参照いただきたいと思います。前回の検討委員会でのご提言を踏まえて、今回の説明を行うわけですが、両県調査にそれぞれ足りない所があるのご指摘がございました。例えば、青森県側にしてみますと、廃棄物の性状に関する調査が足りないのではないかと。あるいは岩手側にしては、汚染拡散に関する調査が不足しているのではないかと。ということがございまして、マップに落とすと足りない所が明らかとなる、という事で、この調査結果を資料 2 として 4 枚でまとめてございます。左側のますで囲んだ部分ですが、一番上に高密度探査・青森県とあります。緑の線が入っている部分ですが、これは 13 年度に廃棄物汚染地下水、廃棄物によって汚染した地下水の分布状況を推定のため、それから、汚染地下水の拡散除去を推定するためのボーリング位置を特定するという事を目的に調査しております。東西方向に 4 せん、南北方向に 5 せん、実施しているものでございます。それから、次のオレンジ色と黄色、これは、ボーリング調査でございまして、両県、両方で実施されております。地図に位置付けております。これは、廃棄物分布状況、それから、その廃棄物の分析、これを行っております。西側、青森県側では、12 年度に 9 本実施しておりますし、更に 13 年度には 7 本追加して、地盤構成の把握とか、あるいは汚染源の特定のために 16 箇所、16 地点、青森県側でボーリングはやっておりますし、岩手の方では、廃油高濃度汚染領域の部分 8 本と、それから敷地境界周辺に漏れがあるかどうかというのを観測するために 3 本。加えて 11 本のボーリング調査を行っている所でございます。それからその下のますに線が引っ張っているトレンチ掘削調査で、これは岩手県側で実施しております。16 ヘクタールを 10 メートル間隔で、全部掘削し、全容解明のために行ったものでございます。それから次に 14 年度に実施としまして、弾性波探査と、それからボーリング調査。これは赤い色のボーリング調査、これは青森県だけで原状回復対策調査として行っておりますが、この弾性波探査、それからボーリング調査は、鉛直と斜めのボーリングを実施しているもので、地質構成とか、あるいは地質構造の把握のために行っていると、そのために、透水性把握とか、あるいは水処理施設の地盤調査、ダイオキシン類の汚染土壌の調査、という目的で行っているものでございます。次の 2 枚目ですが、2 枚目をお開きいただきたいと思います。廃棄物の分布平面図ということを示しております。地表分布というのは地上にある部分も含めてという事で、西側の方で、燃えがら焼却灰主体と黄色で書いてありますが、これは地図上はピンク部分になるものであります。それと、下に RDF 様物、紫色の部分があります。それからバーク、薄茶色の、堆肥主体という事で、これが西側、燃え殻、バーク、汚泥、RDF 様、これ 4 種が主体でございまして、約 67 万立方メートルがここに投棄されているという。東側の方でございまして、上の方から燃え殻、バークという赤い色の部分、それと、緑色の部分が、廃油混じりの燃え殻、廃プラ、バーク、バークというのは木の樹脂、木の皮でございまして、燃え殻、汚泥、ドラム缶、それから、燃え殻、廃プラスチック、汚泥、下の方にいきましては、廃棄食品類、廃油入りのドラム缶、汚泥、RDF 状、それから廃油、燃え殻、汚泥、というふうになっておりまして、紫色と書いてますか青い楕円形の部分で書いておりますのは、地上に堆積されている鶏ふんとか、バーク類でございまして、こういった部分的にゲリラ的に東側が 15

万立方メートル投棄されていると、推計量が出されているものでございます。それから3ページ目をお開きいただきたいと思います。これは投棄現場での廃棄物の分析結果です。西側の方が青いままですと困るところに、トリクロロエチレンとかテトラクロロエチレンとかジクロロメタンというような廃油がございまして、これは、ボーリングをしまして、コアを主体としたものから分析した結果で、特別管理産業廃棄物の基準を超過しているものをここに掲げさせていただいております。西側は6ヶ所で確認されております。それから東側の方は、ピンク色で楕円形で丸になっておりますが、上の方では鉛、その下がジクロロメタン、ベンゼン、右下の方に1,1,2トリクロロエタンというふうに、全面掘削、16ヘクタールを掘削した時に、検体を採って分析した結果の、特別管理産業廃棄物の基準超過に当たるものでございまして、4地点で総量2万7千立米というふうに推計されているものでございます。次の4ページ目ですが、地下水の水質分析結果でございまして、ここに載せておりますのは、全て地下水の環境基準を超過しているものでございます。西側はピンク色に青丸で示しております、ボーリングした箇所もございまして、それから堰堤のヒューム管から出ている浸出水という部分もございまして、東側の方につきましては、これは現場内の井戸それから周辺の井戸から出ている揮発性の有機塩素化合物が多くなっております。下のイ-7という所がジクロロメタン以下いろんな物質が検出されておりますが、ドラム缶が、廃油が入ったまま218本ここに投棄されていた、直近の井戸から検出されているという、東側については黄色で示してある部分から、地下水の環境基準を超過したものが検出されているという事で、これら4つ同じマップにこれまでの調査・結果について掲げさせていただいておりますが、詳しくは資料2-1に、どういう調査を行って、その結果がどの様になっているかを載せてあります。これ見ながら地図のほうをご覧くださいと思います。以上です。

(南博方委員長)

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問、あるいはご意見がございましてでしょうか。

(川本克也委員)

2番の資料の3ページ目と4ページ目に、廃棄物の、3ページ目は含有量という理解で宜しいのですか。ここで鉛が赤丸で大きくなっていますね、これは量的なものを示しているんですか、そうじゃなくて、この範囲に鉛が出てきたということですか。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

溶出試験の結果でございまして、西側の赤丸といいますか、オレンジの部分の所はボーリングしたコアからの分析、溶出試験の結果でございまして、東側のピンクの楕円形とか赤丸になっておりますところは、全面掘削しまして、ボリウムがこの位あったというのを円の大きさを表しております。例えば、鉛の部分であれば、鉛だけではございませぬ、パークとか燃え殻、汚泥、全部含めてのボーリングでございまして、全体で鉛が約2万1千立方メートルでございまして、特別管理産業廃棄物の基準の約1.2倍位超過した鉛が検出されているという。これは、ボリウムで表しています。

(川本克也委員)

まず、溶出試験の結果だということと、汚染部分のボリュームですか。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

はい、西側の方はボーリングのコアからでございますして、東側の方が掘削して、投棄されていた廃棄物をサンプリングしています。

(川本克也委員)

鉛の丸が大きいのは、鉛を含んだ部分のボリュームがこれだけ大きいという事を示しているのですか。それは、ジクロロメタンやベンゼンと比べると、数倍から 10 倍くらいの鉛を含んだ廃棄物のボリュームがある。そういうふうに推定した、ということですか。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

面的にこの位の分布状況であるということでございます。

(川本克也委員)

基準超過したものを名称列挙されているわけですが、事前にお送りいただいた方とつき合わせると多分、基準の鉛の 1.2 倍というデータはわかってくると思うのですが、この 3 ページと 4 ページの具体的な数値を示したものをまた別途いただければと思うのですが。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

はい、分かりました。前に、この前の調査結果のデータをお示ししてありましたので今回省略したのですが、改めてこのことについてのデータはお示し出来ると思いますので、後ほどお配りしたいと思います。

(南博方委員長)

それはいつ頃お示しいただけますか。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

一週間以内に郵送できると思います。

(南博方委員長)

郵送していただけるのですね。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

はい。郵送いたします

(南博方委員長)

その他に何かご意見、あるいはご質問ございますか。かなり、技術的な問題でございます

が。私も、この調査のですね、技術的な問題はよくわかりませんが、実は豊島の産廃事件で、一気に火がついたと言いますのは、香川県による調査に対する住民の不信感であったわけです。これによって一挙に火がつきまして、そういう事から、私もこの間、青森県の方に調査のことについてお話ししたのは、そういう訳なのです。そこで、実は本日の合同検討委員会に先立ちまして、青森県の方に、青森県が行われました調査について、詳細な説明を求め、また報告書全部を拝見させていただきました。これによりますと、技術的・科学的評価は別として、私は調査の対象であるとか、あるいは調査方法、それから調査委託者の選定、あるいは調査委託者の適性、それから調査費の問題、調査の期間等ですね。私は信頼のおけるものであるというように感じた次第でございます。そういうわけで、ただ、前はほとんどそういう資料が出なかったものですから、私としても、調査についてお尋ねしたのですが、今申しましたような点については、これは信頼のおける調査であると言って差し支えないのではないかと私は考えております。何か他にございませんか。それでは先ほどの具体的な資料については、1週間を目途として、ご郵送いただくというふうをお願いいたします。

それでは、 のイ、今後の対策についてと、原状回復スケジュールについて、この両者は関連性がございますので、一括してご説明申し上げます。

(築田幸岩 手県環境生活部資源循環課長)

資料3、それから資料4、両方関連いたしておりますので、併せて説明したいと思います。まず資料3をご参照いただきたいと思っております。1つ目としまして、汚染の除去についてでございます。まず、冒頭、部長からもご挨拶いたしました。何よりもまず重要なこととしまして、住民の健康被害の防止ということと、安心感の醸成ということを掲げております。最終形態を有害廃棄物の除去という形で位置付ける、これは両県一致してございまして、大前提としたいものであります。最終形態実現に要する時間は極力短期間としたいということ。汚染土壌については、撤去と現地浄化を組み合わせる除去する方法を採りたい、有害廃棄物の除去完了をもって、現場及び周辺環境の安全性回復の条件が整備されたことといたしたいと考えております。2つ目の汚染拡散防止策については、西側については、そこに遮水壁による汚染拡散防止策とありますが、遮水壁というのが、前回まで使っていた言葉であります。言葉だけ見ますと、水のみを止めるというイメージと捉えられてしまう、分かり難い、というご指摘をいただいております。今回から、遮水壁を汚染拡散防止壁というような表現に直したいと考えております。汚染拡散防止壁による汚染拡散防止策は、有害廃棄物からの浸出水による周辺環境への影響を防止するとともに、有害廃棄物の除去作業の過程で必要な措置と位置付ける。これは西側でございます。東側につきましては、早急に汚染そのものを除去することにより、恒久的な安全状態を早急に確保することを第一として、汚染拡散防止策は暫定措置と位置付けたいとしております。(3)にいきまして、両サイト共に汚染拡散防止策を講じた後に、有害廃棄物を早期に現場から除去するものとする。という事で、西側についても現在保管されている3万3千立方メートルのもの、それから東側については、特管物というふうに特定できている部分が2万7千立方メートルありますので、これは、ほぼ3年目途に除去したいとしているものであります。それから次のページに参りまして、第1回目の合同検討委員会で、いろいろご提言をいただいております。

りますが、それへの対応ということで、1つ目には調査がございます。ゴシック体の所を
ご覧いただきたいのですが、本当にしっかり有害物質とかの存在状況、それから分布状況、
これが分かっているのであれば、そこをターゲットに直にやっていくのが良いが、それで
なければまず囲い込んで、広がらないようにして、撤去をすべきだということ。それと、
撤去ということになっていけば岩手県の方でやられたようなどういものがどれくらい入
っていて、どういう濃度かというデータが必要だし、緊急対策となれば、地下水源の詳細
な調査が必要であると。どうもその辺がお互いに少しずつ足りない部分があるという、こ
れは調査についてのご提言でございます。それから、廃棄物の除去につきましては、目標
とか達成レベルというものがどのように理解したらいいのかと、有害廃棄物を直ちに除去
と、これも先ほどの達成レベルにも関係するのですが、有害廃棄物はどういう事をイメ
ージされているのかと、いう所が分かり難いというご意見がありました。この提言への対応
として、一つ目の調査への対応ですが、西側については水処理施設建設と、ここにも遮水
壁とありますが、汚染拡散防止壁の敷設を早急に実施し、東側では地下水等汚染拡散に関
する調査を実施の上、早急に除去作業に着手し、恒久的な安全状態の早期確保を目指した
い。次の3ページに参りまして、廃棄物の除去についてでございますが、特別管理産業廃
棄物は早急に除去を要する廃棄物とし、それ以外の廃棄物については、分別できるものは
分別して、最終的に環境再生を実現するのに支障になるものについては、除去対象として
扱いたいという考えでございます。これらについては、除去のレベル、今まで、有害廃棄
物というような言い方をしてきておりますが、そういった有害な廃棄物の定義というもの
について、定義と言いますか、概念と言いますか、そういったものについては、今後、こ
の合同検討委員会の提言をいただきながら、決定し、現場を一体的に取り扱っていき
たいというふうに考えております。4ページ目に参りまして、これは東側の汚染拡散部分の調
査をどのようにするかということで、年内にこの調査を実施し、何とか結果を早く出した
いということでございます。フローでございますが、調査計画作成として、一番上のま
すに資料調査とありますが、これは大変恐縮でございますが、地形測量というふうにご訂正
をお願いしたいと思います。地形測量として、気象、地形、地質、それから資料調査を行
うということにしております。それから気象観測、地質調査として、ボーリング、比抵抗
二次元探査、モニタリング、シミュレーションという流れで調査を行って参りたい。詳し
くは次の5ページをご参照いただきたいと思います。上の方に、汚染状況詳細把握とか、
大気、地盤の汚染拡散可能性予測、廃棄物の撤去等浄化手法の検討、遮水壁検討及び青森
側設置への影響予測、これは必要性でございます。こういったものが必要であると。そし
て、左側の方には調査項目として地形測量、気象観測、機械ボーリング、現場透水試験、
というふうにしています。この調査の目的は、当然、除去することによって、周辺に汚染
が拡散する恐れが有るか無いか、有る場合については、やはり、囲い込むなりの汚染拡散
防止壁が必要となりますし、簡易な遮水壁だけを設けて撤去出来るのかどうか、あるいは
直ちに撤去しても周りに支障が無いのかという部分についての調査という大目的でござい
ます。各ますにある、四角い部分で書いてありますが、それぞれの調査目的ということで、
地形把握とか、廃棄物分布状況把握とか、地盤、大気中の汚染拡散予測、廃棄物分布量把
握、それから分析、地盤の地下水流動予測、遮水壁設置範囲の検討、遮水壁という言葉
を使っておりますが、汚染拡散防止対策についての、こういった調査をこれから進めたいと

ということでございます。次のページをご覧くださいと思いますが、これは、東側部分だけの部分の調査でございます。左側の方には地盤調査関係ということで、その下の方にボーリング箇所35地点でボーリングをすると、その35地点のうち、基盤岩確認・湧水圧試験は7地点、現場透水・揚水試験は12地点、土質試験試料採取は8地点、地下水流向流速調査については9地点で行いたい、ということでございますし、それから右側の分析調査としまして、同じ35地点のボーリング孔を使用しながら、土壌分析は27地点、現地簡易分析は12地点、公定法分析は11地点、イオン分析は17地点、それからモニタリングを9地点ということで考えております。それから比抵抗二次元探査測線としまして、これはちょうど、東西に400メートル、1測線だけを現在のところ考えております。

次に資料4をご参照いただきたいと思いますが、これは、これまでの調査の結果と今後の対応を一枚の原状回復スケジュールとしてお示したものでございます。西側につきまして、12年度に汚染実態調査、13年度にも汚染実態詳細調査、併せてモニタリングは行ってきております。12年度は汚染実態基礎調査ということで、表層ガスとか9本のボーリングなどを行って、評価としては、汚染拡散のための調査としては不十分であるという評価をいただいて、13年度に、さらにボーリング箇所を特定するための高密度電気探査とかあるいは7本ボーリングを追加して、詳細な調査を実施したと。その結果、67万立米という量、特に燃えがらとか堆肥、汚泥、RDFという、そういったものが確認されていると。それからVOC汚染も確認されたという事ですし、汚染水が、不透水層の上部で拡散されるというのも確認されております。現場には地滑りの形跡があり、拡散の恐れがあるという事もこの時に指摘されました。この結果さらに、原状回復についてどうするか、という3つの方法が検討されております。これにつきましては、大変恐縮でございますが、資料2-1の方の2ページ目に戻っていただきまして、左側の13年度の5番目、原状回復技術の検討ということで、原状回復についての3つの方法と言いますのは、基本的な原状回復の方法、1、2、3とあります。撤去後、場外の既存施設に委託処分する方法。場内で処理施設を設置し、処理処分する方法。遮水壁等により汚染流出拡散防止をしながら浸出水の処理をする方法。この3つの方法で検討されたという事で、その結果は下の方に、比較検討した結果ということで、撤去作業で汚染拡散を防止できる、最も短期間で汚染拡散防止対策ができる、風評被害を早期に解消できるという理由から、遮水壁等により汚染拡散を防止しながら、浸出水の処理をすると。そういう方法が最も優位としたところでございます。

そのためには、また、原状回復対策のための調査が必要であるということで14年の4月から、この表の14年度の頭に入りますけれども、地形測量、地盤透水性調査、水処理施設地盤調査、ダイオキシン類の汚染土壌調査というものを行ったわけでございます。そして、その結果がこの資料2-1の2ページの一番下、14年度の一覧下に示されている総合評価という部分でございます。場内の基盤岩が遮水層として活用可能で、汚染拡散防止対策としての遮水壁建設は効果的である。水処理施設は基盤岩上に建設するなど、建設場所の検討が必要である。ダイオキシン類の鉛直分布濃度の把握が必要であり、2箇所の深度分布を調査する。これが総合評価として示されております。この後、今現在、何をしているか、という事でございますが、現在、汚染拡散防止基本計画の策定に取りかかっております。この14年度4月から実施しました調査結果に基づきまして、基本計画を策定するという事で、現在作業を進めているというのが、ちょうど、8月、9月にかかっている

る部分であります。今回のこの合同検討委員会で遮水壁等の汚染拡散防止対策を行うこと
でご了解いただければ、速やかに基本計画に基づいた措置を講ずるよう命令を発すること
としていると。その後行政代執行により汚染拡散防止対策を行うわけでございます。行政
代執行につきましては、汚染拡散防止対策事業に係る基本計画からとしまして、今年度
内に基本設計を行いたいということでございます。平成 15 年度には実施設計終了後速や
かに水処理施設の工事着工、水処理施設の稼働が可能となった時点で、汚染拡散防止壁の
築造に着手し、順次必要な工事を行い、汚染拡散防止対策事業は約 3 年間を見込んでおり
まして、平成 18 年秋までには完成させる考えで進めたいということでございます。遮水
工、すなわち汚染拡散防止壁でございますが、これを築造するための鉛直工法にはいろい
ろな種類があるということで、シート工法とか、鋼矢板工法とかというのがございま
す。地質、施工深度、耐食性、経済性を比較検討し、今後は、工法選定したいと考えてござ
います。

一方、廃棄物撤去についてでございますが、撤去廃棄物の基準をどこまで行うか。有害な
廃棄物という範囲、概念をどういうふうにするのか、それから、種類に応じた処理方法を
どうするのか、撤去廃棄物の数量はどの位になるのか、処理事業場の選定をどうするかな
どの撤去手法を今後は出来れば技術部会の方を設置し、そちらの方で検討していただき
たいということになります。特別管理産業廃棄物については、出来るだけ早く撤去に着手
したいと考えております。そのためには、大筋の撤去手法が決められた段階で、汚染拡散
防止策と並行して、撤去しても環境への影響がないと考えられる現場の北側、一時保管さ
れている所でございますが、3万3千立方メートル、これから撤去を進めたいというのが
撤去手法確定の上の方でございます。特別管理産業廃棄物から撤去に着手すると言う部分、
一時保管されている3万3千から撤去したいということでございます。その後は、汚染拡
散防止対策工事完了後に、確定された撤去方法に基づき順次撤去していきたいと考えてお
ります。下の東側ですが、これは12年度には廃油入りドラム缶、これは218本撤去し
ておりますし、表層土壌ガス調査とか、高濃度廃油汚染領域のボーリング調査、観測井設
置、掘削調査、モニタリング調査、13年度については、流向流速調査、野積み状態にあっ
た燃え殻1万2千トンの撤去とか、16ヘクタールの全面の掘削調査、こういったことを
行っているということで、そこに線が、東側と西側にありますが、西側では、12年度、
13年度行われてきたこの実態調査、それと同じような調査をこの9月からはじめて、年
内には汚染拡散防止に係る調査として終了したいと考えておりますし、特別管理産業廃棄
物を撤去するために必要な対策としてどの様な事があるのか。これが調査の結果、もし必
要がなければそのまま直に撤去をしたいと。それから、簡易な対策で撤去するものであれ
ば、暫定的な鋼矢板などを打ち込んでの撤去方法、それから汚染拡散防止壁も必要があれ
ば、それで困った後に撤去する方法になろうかと思っております。それから15年度以降
については、撤去方法の確定としまして、特別管理産業廃棄物、これは掘削によって特定
されております2万7千立方メートル、これについては、15年、16年、17年のほぼ3カ
年位かけて撤去したいと思っております。その撤去の方法としては、先ほど西側の方で説明
した通りでございますし、廃棄物の基準を確定し、それからその処理の方法とか数量、処
理場の選定というものを確定しながら進めていきたい、最終的には、右の方に書いてあり
ます、土地還元、跡地整備、環境再生を目指していくというもので、これが原状回復のス

ケジュールということです。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

(南博方委員長)

ご説明ありがとうございました。只今の説明につきまして、委員の皆様からご意見などございますか。

(澤口博二委員)

原状回復スケジュールというものがありますけれども、現場西側、東側と分けて相も変わらず青森・岩手別個にやっておりますけれども、専門家の先生方にお聞きしたいのですが、これで果たして、きちんとした処理というのが、できるスケジュールになっているのでしょうか。私達素人で分からないのですけれども。やっている対応が今に至ってもバラバラですので、これで果たして本当に安全に除去出来るものなのか。その辺をちょっと教えていただきたいのですが。

(古市徹副委員長)

直接的なお答えになるかどうか分かりませんが、今日の資料に則りますと、汚染の現況等が資料2に基づいて説明されてございます。それを踏まえた上で、今後の対策ということが資料3の方で述べられておるわけなんですけれども、ちょっと私も質問しながらの回答なので、ちょっと変な形になるかもわかりませんが、資料の1のところですね、環境再生に向けてのプロセスは次の三段階で検討するという事で、緊急検討課題、それから2番目としまして中期的検討課題、3番目が長期的検討課題というふうになってございますね。最終的には環境再生を図ると、そのために、最終形態はいかにあるべきかという事を中期的に決めるということになってございますね。その最終形態はどういうことかというところで、資料3に戻るんですが、有害廃棄物の除去と位置付けると、このようになっておりますね。ここが私の質問という意味なんですけれども、結局、有害廃棄物の定義にもよるんですけれども、廃棄物があって、その中である基準以上のものを有害廃棄物だからこれを除去しましょうという話もありますし、元々そういう有害な廃棄物が不法投棄されて、それが雨水だとか地下水によって拡散しましてね、土壌を汚染しますよね。そうするとその汚染した土壌というものは、これも除去対象物になりますよね。そうすると、中期的な最終形態はどういうふうに置くか、ここのところの問題だと思いますね。私はこの資料3の3ページのところに、ちょっと読まさせてもらいますが、「特別管理産業廃棄物を早急に除去を要する廃棄物とし、それ以外の廃棄物については、分別できるものは分別して、環境再生を実現するのに支障となるものについては、除去対象として扱う」となっていますね。これは多分、ここの意味合いは、産業廃棄物の中でという意味合いだと思いますが、私はもっと具体的に、ここは環境再生を実現するのに支障となるものというよりは、周辺に影響を与えるようなものはね、これについては除去しなきゃいけないんだというように私は思うわけですね。この辺のところをお聞きしたかったのは、私の質問なんですけれども、これを踏まえまして、どういうことが言いたいかと申し上げますと、周辺環境に支障を来さないように早急に対策を打たなければならない。そうすると、やはり汚染源のリスクの高い有害廃棄物等、現地を囲い込むと言うのでしょうか、遮水しますね、早急に。広がらないように。それと同時に、リスクの高いものについては、早急に同

時並行的に撤去しましょうと言うことです。それにつきまして、具体的に、調査なり、対策工法なり、それを実施するスケジュールなりについて、今回、お示ししていただいていると。かように考えているわけです。これについて、出来るか出来ないかではなく、やろうとしているわけです。それを技術部会で詳細を詰めましょうと。この様になっていると私は理解しているわけです。直接的な回答にはなっていないかも知れませんが、そういうことです。

（南博方委員長）

私からも補足説明させていただきますが。前回の合同検討委員会と今回とで、非常に明確になってきた点は、三つあると思いますが、一つは汚染除去について、最終形態を有害廃棄物の除去というように位置付けたこと。はっきりとそうしたということですね。前回、その点がはっきりしなかったわけでありましたが。最終的には、環境再生を図らなければならない。そのためには、やはり有害廃棄物を除去しなければいけないということになると思うのです。

もう一つは、有害廃棄物とは一体、何ぞや、ということになるのですが、その中でも廃棄物処理法でも定めていますが特別管理産業廃棄物というものがありますが、これはもう完全に除去しなければいけないと思います。それ以外の有害廃棄物には何があるかと言いますと、これはある程度、環境再生計画と言いますか、それとの関連で決まってくるのではないかと。例えば、その跡地を、森林ならば森林の造成をするという場合に、一体、そういうふうな森林造成に有害なものは何か、そういう点が一つ問題があると思います。この点が第二ですね。だから、除去するのは、決して特別管理産業廃棄物だけではなくて、環境再生政策との関連において、有害な廃棄物を除去していくと。これが第二だと思えます。それからもう一つは、遮水壁という、これは止水壁とも言いますが、この言葉は、私も誤解を招きやすいと思います。確かに、汚染水、廃棄物から流れ出る汚染水を阻止するという、遮断するという事が非常に重要な目的ではありますが、大体、西側の地帯というのは、特に地滑り的な地層もありますので、そういう意味でゴミが流れ出してくる、流出という可能性もなきにしもあらずと。あるいは、ゴミが飛散して、大気汚染というような問題もございませう。そういうものも含めて、やはり汚染拡散防止壁と、それを作っていただきたいと。これは資料4には、はっきりと、現場西側では、汚染拡散防止壁の築造という名前になっておりますが、これは、遮水壁というのを、そういう誤解を招きやすい言葉ですので、汚染拡散防止壁という言葉でこれから呼んでいこうと思っています。そういう意味で、かなり将来の方向性としては、私としては明確になってきたのではないかと考えております。

（西垣誠委員）

澤口さんのご質問で、西が東がと分かれていていいのかというお話だと思っております。これは丁度、現在では青森県と岩手県の県境の所、むしろ分水嶺という、水がどちらを向いて流れているかということで分けて考えるものですから、こちらに降った雨はこちらに行きますよ、そういうふうな形で、むしろ行政でどうのというのではなしに、ここまでの所はどちらに行くから、こっちの対象にしよう。こちら側はこちらの形でやっていただく

のが一番ベストな方法ではないかと思えます。それと、遮水壁という言葉が今、拡散防止壁に変わりましたが、これは前の委員会に出れなくて希望を出したのですが、出来るだけ上から入ってくる雨も汚染の中を通さないようにしてくれないかな、というふうな希望もあるのです。止水壁作るのに何日かかかってしまいますから、そのかかっている間にも、どんどんと拡散していくと思うのです。その辺を出来るだけ早く何とかしてくれないかな、という希望は、私、一委員として事務局の方へお願いしているのですが。でも、今やっている方法で、一応、県境というのは分水嶺に近い所ですから、少し岩手県側に入るかも知れませんが、そこまで対象にしていれば、やるとしたら極めていい方法ではないかなと思っております。

（板井一好委員）

澤口さんの質問とも関連するのですが、こういうのを取り除いていく過程の中で、ここで今資料2の図がございしますが、ア-25とか、26、27、これはまだ調査が始まってはいないと思うのですが、結局、どう今後、この影響がこっちに出ない、この中に留まるということで、モニタリングのシステムというものも、しっかりしていけば、きちんとそれで何を見ていくのかというのを作っていけば、ご心配の所ははっきり分かるわけで。ですから、むしろ、どういう所でモニタリングをとるのかということさえ、そのシステムさえ作っておけば、ご心配な点がもしあれば、それは明らかに皆さんの前になるわけですから。そういう意味で、どううまくいくか、多分、現段階の中ではこれを見る限りではそんなに外にっていないようですから、早めに対策をとるという意味ではこういう対策をとるのが、特に、分かっているものに対しては、とって行くという対策ですから。現段階では、一番いいのではないかと思えます。

（藤縄克之委員）

実は、全く同じことを申し上げようと思っていたのですが、現在の対策というのは、廃棄物の処分された場所に対する対策ですね。住民の皆さんがご心配なのは、やはりそれが生活なり、あるいは自分達の農業なりに影響が直接及ぶことが一番懸念されていると思うのです。ですから、今のご意見のように処分場の中だけではなくて、周囲にきちんとしたモニタリングシステムを作るということが非常に重要だと思います。ですから、どこそこの沢筋の湧水であるとか、あるいは河川の水質であるとか、これをしっかりモニタリングしていくと、その間に除去作業がどんどん進んでいくと思えますが、そういうもう一つバッファみたいなものがあるのかなというような気がします。

（長谷川信夫委員）

この状況を見てますと、地下水がもう既に汚染しているというのが出ているんですね。浸出液の塩素イオンで見ると、大体数千 mg/l、地下水が大体その十分の一の数百もあるということがデータで出ておりますね。それが直接かどうか別にして、ここの資料2-1にありますように、田子町で水道水源として、塩素イオンが高くなったので、今、中止しているんですね。ですから、現状はどっちかと言うと、地下水も含めて汚染が進んでいるわけですから、このままでいったらどんどんどんどんと下流に流れていくのは当然です。

これ一番状況が悪いのは山頂にあるわけですから、雨が降るとまさしく汚染した地下水が下流にいくと、その影響というのはかなり、これからも拡大するのは決まっているわけです。そういう中で、今、何をしなければならぬかという時には、県が考えておられるような止水壁というか、そういうもので、まず囲ってしまうと。今、汚染している地下水を、そしてその時に汲み上げて処理するなりしない限りは、対策できないというということですね。もう一つ、有害廃棄物は除去してしまおうという考え方も出てくるんですけども、それは私は非常に危険だと思うんですね。何故かと言うと、除去しますと、掘削するわけですね。今は一応表面がある程度固くなっていますから、雨が降ってもそんなに地下に浸透しない。ところが掘削することによって、雨がそのまま直接地下水に浸透していく危険性が大きくなる。そうしますと、今まで比較的ダイオキシンとかそういうものが浸透することはなかったかもしれないけども、もっとしやすくなる可能性があるということがあります。ですから、私は、まず今は、止水壁を作って、そしてその水を処理しながら中の有害廃棄物を調べなければならないということだと思うんですね。

もう一つ言いたかったのは、実はここで一番大きな問題になっているのは、岩手県側でもそうですけれども、有機溶剤のドラム缶が出てきているわけですね。たくさん出てきて、当然これを見ますと岩手県側がかなり有機溶剤による汚染が多い。地下水汚染もしているわけですね。そういう時に、実は廃棄物を動かしますと、有機溶剤というのは揮発性ですから、それによる汚染が出てきてしまう。ですから、有機溶剤の除去については、私は、あまり動かさないで、中の有機溶剤をガス化するなりして除去するとか対策をすべきだと。ダイオキシンとか鉛というのは、掘削で除去してもいいですけど、やっぱり物によって対策を十分考えておかないと難しいかなと思います。

(南博方委員長)

ありがとうございました。

(中村忠充委員)

私の方からは、先ほど委員長が、委員会の中で前進した面ということで、最終形態を有害廃棄物の除去と位置付けるという、そういうことがありました。資料にも出ておりました、私共もある意味はっきりさせていただいたというふうに考えています。そこで、実は資料の中の1-(4)であります、有害廃棄物の除去完了をもって現場及び周辺環境の安全性回復の条件が整備されたものとするという。ここでありますけれども、有害廃棄物というものの解釈についてであります。私共素人でありますので、よくこの中身が分からない。例えば特管と呼ばれているのはどういうものなのか。廃掃法上でいわれる19品目が、その他11品目、あるいは安定5品目というものと、特管というものがどういう関わりなのかという、そういう部分で、大変知識が無くて申し訳ないのですけれども、私共にはよく分からない。そういうことを踏まえての発言であります、どのレベルまでこの除去をするという、そういうことを県としては提案をされているのか。私は、まずそこをお聞きしたい、こういうふうに思います。そして、更にもう一つ、前進だと受け止めているものは、汚染拡散防止策は暫定措置と位置付けるという、ここの部分であります。私共、当初心配したのは、封じ込めで終わりとするに住民としてはかなり神経を使ったわけであり

まして、そういう点からいきますと、この2点が明白にされたという、そういう意味では本検討委員会の意義というものを感じています。それで是非とも資料3の1の(4)についての有害廃棄物を除去という、ここの部分を県の方から明らかにしていただきたいというのと、それからあと一点であります。県の不法投棄事案の原状回復スケジュールについてであります。先般、田子町で開催をした事務レベルの中で、岩手県さんの方から言われているのは3年で撤去を完了すると。従って、遮水壁も3年間持つものであればいいという提案と言いますか、意見が出されています。そういうことを考えますと、青森県も今やられようとしている汚染拡散防止壁というものがこの工程を見ますと4年間、ただ今から18年の3月・4月までかかるという工程になっているんですね。ですから、これはどの程度の耐久年数、耐用年数と言いますか、遮水壁そのものがどの程度のものを想定しているのかと。そういうことをまず知りたい。それから最終の、いわゆる有害廃棄物の撤去を完了する年次と言いますか、どの位の期間をみているのか。岩手県さんの方針からいくと、仮に10年そのままであれば、100歩譲っても15年から20年程度持つ遮水壁であればいいのではないかと、こういうことが考えられるわけでありまして。ですから、そのあたりを私共に分かるように一つご説明をいただきたい。以上です。よろしく申し上げます。

(南博方委員長)

ありがとうございました。皆さん住民の方々が一番ご心配になっているのは、遮水壁をもって恒久的な施設、そして先ほども封じ込めという言葉がありましたが、そういうのが最終目標ではないのか、それで事足りるとするのではないかというようなことが、一番のご懸念だったと思いますが、今回は、最終形態を有害廃棄物の除去と位置付けまして、それからまた遮水壁による拡散防止策も、これは資料3の2の(1)にありますように、西側エリアについては有害廃棄物の除去は最終形態であるとしておりますので、あくまでも、それは決して恒久的なものではないというようにご理解をいただきたいと思っております。それから、水の処理が、確かに非常に問題となると思っておりますが、これは遮水壁を作るまでに、まず水の処理施設というのをお作りになって、そしてそれから今度は遮水壁をお作りになるわけだけでも、その中で、さらに水の処理というのが必要になりますね。遮水壁内の雨水だとか何とか。それからその中にも地下水が混入しているわけですからね。その処理はどうされるわけですか。

(鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長)

青森県環境政策課長の鎌田でございます。今の委員長のご質問、それから中村委員のご質問、関連いたしますので、まず、今の水の処理のところですけども、先ほど説明したように、水処理施設を先に作ると。工事によって、委員からございましたけれども、あれを攪拌することによって汚染水が拡散される可能性がある。従って、攪拌する前、あるいは壁を作る前に水処理施設を作ってしまう。中に汚染水とか雨水、これから降ってくる雨水とかあります。雨水については側溝みたいなもので、暫定的なものの作り方という工法があるかと思っております。従いまして、雨水と汚染水とは出来るだけ区別しながら処理していかなければ、いわゆる水処理施設の能力というものには限界がございますので、そういうやり方をしていけるという具合に考えています。

それから遮水壁を作った後の水処理については完全に雨水と汚水は分けて処理することになりますし、それに対しては区分可能です。

（南博方委員長）

遮水シートを敷くとか、そういうふうなものではないのですか。かぶせるとかというか。遮水壁内の廃棄物について、雨水は雨水で流れるようにするわけですね。それはどういうふうな技術になるわけですか。

（鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長）

例えば雨水だけの雨水側溝というのを作ります。雨水というのは、汚染水は廃棄物の中に入っていますから、それと一緒にしないようにしながら処理していかなくてはいけないと思います。従いまして、表面のところに雨水側溝、いわゆる道路なんかには側溝がありますよね、ああいうものを作って行って、それに雨水が入ってきた、降った雨が全部入り、そしてどこかに雨水用ピットを作るわけです。雨水用ピットを作って、その雨水が下の方の汚染水と混じらないようにする。そして分別して処理していかなくてはいけないと、そういう技術はございますので、またやりながらそれは可能という具合に考えております。

（南博方委員長）

それは技術的にいろいろと検討いただけるとは思いますけれども、先ほど出ましたように雨水の対策を一つ是非お願いをしたいと思えます。その他何かありますか。はい、どうぞ。

（古市徹副委員長）

2点ほどちょっとお聞きしたいんですけれども、1点目、先ほどもちょっと質問の形で回答した面もありますけれども、本当に最終形態というものを有害廃棄物の除去としていいのかというのをやはり私疑問に思っています、緊急課題としまして、短期的なものとして有害廃棄物を除去する、これはもうその通りですね。最終形態との関係で、先ほども誰かがおっしゃられたんですけれども、対象地域への2次汚染のモニタリングによる汚染影響の評価をやっぱりしっかり見ながら、それに対して最終形態がどうあるべきか。除去レベルはどうあるべきかというのを考えるべきではないかというふうに、私は思うわけですけれども。2点目、ちょっと細かいことになって恐縮なんですけれども、いずれにしても緊急課題として有害廃棄物を除去する。またそれが拡散しないことを防止するために、遮水壁を早急に講じる、これはもう誰が見ても当然のことであると私は思います。その時に、青森側と思えますけれども、今度資料4を見せていただきますと、岩手県側の汚染拡散の防止に関する調査ということいろいろ調査されますよね。その時に場合によったら遮水壁が必要なのかということもシミュレーションなり予測されるわけですね。その時に、資料3を見せていただきますと、この一番最後なんですけれども、拡散防止の調査の説明図、これは比抵抗二次元探査の測線を一本だけ真ん中に引いてございますけれども、一番ここで大事なことは基盤がどの程度なのかということをしかりおさえるということですね。ということでボーリング等を周辺に打たれておられますけれども、やはりボーリン

グ結果等電気探査等を比較する、お互いにチェックするために、周辺にもぜひ電気探査をしていただきたい。それと平面鉛直二次元ですけれども、平面二次元で内挿外挿するためには、この線に直交するような形で1本とっていただきたい。そういうような調査を、コストはかかりますけれども、やっていただくとより状況が分かりますし、また遮水壁を講じることによる何らかの変化とか効果とかということも予測できると思いますね。その辺是非ご検討いただけないでしょうか、というのが2点でございます。

(南博方委員長)

ありがとうございます。どうぞ。

(長谷川信夫委員)

地下水を一応封じ込めるといことなんですけれども、そこで問題になるのは面積がどの位か知りませんが、かなりの面積ですよ。よく分からないが、かなりの地下水があるだろうと、そうなるとこれを全量処理するとなると大変な水処理施設が必要ということになると思うんですね。その前に岩手県で調査されるようなんですけれども、実は地下水の進路ごとの汚染状況というのは把握しているのかどうかというのが分からないんですけれども、やはり今のところは地下水というのは流れ出ても、上層部が汚染していて、下層はまだそんなに汚染していないんじゃないかと思うんですね。そういうことを考えて、やはりどういうふうな地下水の汚染が出てきているかをもう少し詳しく調べて、量がどの位あるのかということも把握しないと、これも緊急課題の一つなんですから、処理施設もどの程度の規模かも設計できなくなりますので、そういうところを十分な検討していただきたいと思います。

(南博方委員長)

その地下水の件、詳細調査をよろしくお願ひしたいと思います。特に既におっしゃったことと関連するようすけれども、下が岩盤だと、岩盤であればもうその下に地下水は入らないというように思われがちなんですけれども、実は岩盤そのものがかなり脆弱な場合もあるし、それからクラックが多いですから、そこから入って地下の方に流出するという可能性もある。そういった意味で、詳しく調査して、後になって困るというようでは問題になりますから、そうならないように十分な調査をお願いします。

(南博方委員長)

はい、どうぞ。

(工藤勝雄委員)

二戸の工藤と申します。今いろいろお話を伺ったのですが、私共はずぶの素人でございますのでさっぱり分からないんですが、今日この会議を見ていまして、本当に前向きに考えていただいているなということで安心しているわけでございます。ただ一つ、お願いがあるんですが、今調査している場所ではなく、ちょうど今、産業廃棄物を廃棄している場所の南側になるんですが、あの場所に随分やはり汚泥、いろんなのが捨ててあるという、埋

められているという情報が入ったんです。そして、それが本当かどうかということで、うちの方の会長でありますけれども、この方達が実際現場を見て、その当時ブルドーザーで溝を掘って、それに流し込んだと。そしてまた埋めて次をやったと。そういうふうに全体がそういう感じでやられているようでございます。そうした場合に、あそこが、まだ今問題になっていないわけですが、あれが結局、有害物質が入っているとすれば、二戸の十文字川は完全に汚染されます。そういう状況なものですから、どういう物が捨てられたかというのは誰も確認していないわけですから、あれを青森県の方で調査していただければというふうに思っております。以上です。

（南博方委員長）

ありがとうございました。それではどうぞ、はい。

（中澤廣一委員）

少し不安な面というのは、岩手県側は即時撤去という形で、青森県側は拡散汚染防止壁ですか、3年というのがあるんですが、そのあたりのタイムラグというのが我々住民にとっては不安という面もあるんだと思うんです。そういう意味で3年の拡散防止壁が出来るまでにどういうふうな、モニタリングをするというように委員の方は強く要望されていますけど、それ以外どういうことをやるのかということを示していただきたい。もう一つは、岩手県側で特別管理産業廃棄物の除去ということを率先してやることですが、その場合にいろいろ拡散防止の安全策を考えて除去方法の決定をすると思いますけれども、そういうふうな除去する場合の安全策についても、やはり資料を出していただいて、拡散を防いだ形での除去ができるかどうかということを検討できるような資料が必要だと思います。細かいことなんですが、地下水の流れをどう調べるかということで、いろいろ計画されていますけれども、どちらかと言うと青森県側の方向に関しては拡散防止壁を作ることと、ある程度流れて処理ということは可能ですけども、その逆方向の地下水の流れがどうなっているか、例えば鉛に汚染されているゾーンの北側の方に地下水が流れないかどうか。そういうふうな、青森県側の流れではなくて、それ以外の方向に対する地下水の流れというのを精査していただいて、このゾーン以外の汚染の拡散が防げるかどうかというふうな形での調査をお願いしたいと思います。

（南博方委員長）

はい、どうぞ。

（藤縄克之委員）

地下水の調査の件ですけれども、青森県の方で地下水の流向流速の調査をやっています。これはボーリングの穴を使って流向流速を測定するんですけれども、この結果を見ますと、流向流水はいろんな方向を向いていまして、なかなか特定が難しかった。それで岩手県側の方でもこのような調査をご検討されているようですけれども、なかなかこういう現場は流向流速というのはちょっと難しいかもしれません。それでもう一つ、流向流速を調べる方法にトレーサーを流す方法があります。幸い非常にボーリング孔も沢山ありますので、

出来れば食塩水が何かを流していただいて、その濃度がどう変化するかということをお調べますと、かなり正確な水道なりが出てきますので、こちらの方が多少費用的にも安いかもしれません。ですから、流向流速というよりも地下水の流れ、どちらの方向にどの程度の速度で実際に流れているのかということをお調べいただき、遮水壁を作る前にしっかりと把握しておいていただきたい。もう遮水壁を作ってしまうと、これは流れが変化しますので。

(南博方委員長)

それでは今のご意見を踏まえてよろしくお願ひいたします。どうぞ。

(西垣誠委員)

私は、地下水汚染、今回ダイオキシン、フェノール系の調査はされていないのか。地下のいろいろな調査はされておられないとなっているのが、今まだ、もうすぐ法律で基準が入ってくるとおもうんですが、その辺はいかがなんでしょう。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

今、ご指摘のフェノール系は、地下水に係る基準に盛り込まれていないものから、測定は実施しておりません。少しその辺も検討してみたいと思います。

(西垣誠委員)

と申しますのは、ダイオキシンよりもはるかに水によって移動がしやすいというものですから、フェノールに関しましても、おそらく一つは基準に入ってくるとおもうので、よろしくお願ひいたします。

(板井一好委員)

それに関連してもう1点。ここを今ちょっと触れたので言いますけれども、測定なさっているのは皆環境の、いわゆる法律にあるものだけなんですよね。これだけいろんなものがあると、恐らくいろんなものがある可能性は否定できないので、そういう意味では測定しやすいもの以外のものでも汚染という物質が出ていないのかどうかかなり気になっています。そういったものが、いわゆる法律でやっていないから測定しないということになると、あるいは判断が後で大変困ることになる可能性もありますので、一つそれも考えていただければと思います。それから先ほどちょっと聞いたんですが、汚染が既に出ているというお話がございましたが、それは電気伝導度が以前上がっているという場所ですか。具体的な中身は何ですか。

(鎌田啓一青森県環境生活部資源循環推進課長)

今原因をお調べているんですけれども、塩素は実際高くなっています。ただその他の塩化ナトリウム、塩化カリウム、そういうものがどういう影響を与えているのか、今その相互関係があるかどうかそういうのを今お調べている最中でございます。もうちょっと時間を下さい。

(南博方委員長)

どうぞ。

(西垣誠委員)

資料4の、15年度から16年度の3年間で特別管理産業廃棄物を撤去するというお話が出ています。これはどこに持っていくんですか、撤去先ですね。恐らく行政区で動かしていくと、うちへ持ってきて欲しくないという話が出てくるのではないかなと思うんですけども、その辺何かもしよければお話しいただければと思います。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

資料2です。2ページに廃棄物の分布平面図があります。これは西側については白抜きの部分、不法投棄のあった3万3千立米のものを北側の方に遮水シートを敷いて一時保管しているものがございます。それについて15年度から撤去が可能であろうと。それから東側の部分は、一番北側の部分に燃え殻・バークという赤い部分がそうなんですけれども、あとはポツポツと下の方に向けてございます。これが特別産業廃棄物の基準を超過しているということで、2万7千立米です。この処分スペックですが、いろいろ今検討している最中でございます。検討と言いますのは、県内・県外のいろいろな企業からいろいろな企画書が提案されてきていまして、その辺の検討をこれからもう少し具体的にやるような形になっております。取り合えず、合わせて5万なにがしになりますので、北東北三県でのスペックとしてはこれは可能であるというふうに考えています。

(南博方委員長)

それでは、よろしいですか。 はい、どうぞ。

(小原豊明委員)

今回の産廃事件で一番恐いのは、水の汚染であると。もう二年半以上たっているんですが、いろんな調査もなされてきましたけれども、水の浄化の措置と言いますか、それがまだ一切出されていないわけです。毎日水は流れているにも関わらず。そしてこの水処理施設の建設ということが15年から16年になっていきますね、スケジュールを見ますと。そうするとそれまでの間も延々と水は流れる。さっき中澤先生もおっしゃっていましたが、その間どうするのかというような話が出たように思います。私、昨日も現場を見て参りまして、下の方に行きますとまだ臭気もかなりありますし、かつてほどではありませんが、ちょっと長く居ると気分が悪くなる。水が流れている、色も付いている。まずそういうものを取り合えず何らかの措置を講ずることが出来ないものか。それは前から不思議に思っておりまして、いろいろ、昨日保健所の方と見に行ったんですが、やっぱり聞いてみると、それが第一じゃないのかと。地元で、田子の方々と集まりがあった時も議員の方にもちょっとお話をしてみたんですが、やっぱりそれが緊急だという話が出ていますね。どういう方法があるのかを、私共もよく分かりません。しかし、岩手県が炭の生産が日本一なんです、あの地域に炭を例えば敷き詰めるとか、あるいは砂でろ過するとか、あるいは植物

でホテイアオイかなんかを植えてとるとか、凝集剤をまいて何とかするとか、とりあえず埋める前に流れているものを何とかする措置をする。それは十分ではないにしても、とりあえず何とかする措置こそが緊急ではないかと。それがまた風評被害をある程度押さえるためにも専門家の先生方にお伺いしたいのですが、あの地域に水が流れるとか、炭を敷き詰めるとか、そういうことって全く効果がないものかお聞きしたいと思います。この間もちょっと話をしたんですが、水処理施設をまず先に作ると、それも大変大事なことと思いますが、16年といいますとまだ2年半ぐらい、今のままで流れるものは流れてしまうのか。それがさっきも話が出ていましたように、その間に地下水をますます汚していくのではないかという気がしています。

（南博方委員長）

それについて今、そういう緊急の対策について何かお考えがありますか。これは住民の健康といいますか、あるいは安全性のために緊急な措置というか。何かお考えになっていませんか。

（鎌田啓一青森県環境生活部環境政策課長）

実際問題として、この問題は我々も非常に感じております。ただあそこの水の量と、中央の池みたいな水の量、それから質、これがどういう具合に処理をするかということで、非常にいろいろ検討してみました。みましたけれども、今あそこに具体的に申せば電気が無いということが一番の問題で、処理出来ないところです。いろんな方法をこれからの暫定措置としてどういう方法があるのか。そんなところから今情報をとっております。前回合議でも委員からご指摘がございましたので、どういう方法が簡易に、少しでも良くなる方法がないか。そういうふうなものを今探しております。どういうやり方があればどういう方法で、電気が無くても何とかなるんじゃないかなというのがあれば、何とか暫定措置、あるいは緊急措置としてやっていきたいというふうに考えております。

（川本克也委員）

先ほどもどなたかがおっしゃっていたんですが、資料2にいろんな物質の名前があるんですけども、金属の鉛とダイオキシンと、あとカタカナ名が全部揮発性の有機化合物というグループでくくられるものでして、これは、水にもかなり溶けるんですけども、揮発性が非常に強いんですね。大気の基準が決まっているのはベンゼンとトリクロロエチレンとテトラクロロエチレンのみで、ベンゼンを除けば基準値は大分緩いです。一つ申し上げたいのは大気の汚染拡散の可能性というのがチェック事項として入っていますけれども、現状で大気中に出ている量は多分あまり無いと思うんですが、掘削をすると、工事が始まったりすると掘り返すことになりまますから、揮発しやすいものを表面にさらけ出して大気中に全部出る。ある意味地下水というのは汚染されていることが分かれば飲まなければいいわけですけども、大気中に漂ってくるものは分からずに臭気を感じさせるほどではありませんので吸ってしまうわけですね。一生涯の話ですから、短期的にどうという問題もあると思うんですけども、とにかくそういう意味で、大気のモニタリングというのは、やっぱり要所要所やっていく必要があるだろうし、工事が始まったら必ずやらなけ

ればいけないと思います。先ほどの質問で、炭で取れないかというようなお話もあったのですが、一般論としては普通の炭では、効果はゼロではありませんけれども、労力に比べてやはり労多くしてというところがあると思います。やはりそれなりのエンジニアリングは簡単なものでもしなければいけないと思います。

（西垣誠委員）

私共は、先ほど市長さんがおっしゃったことと同じ様なことで、ですから、この地形は山のちょうど頂上位なのですね。ですから雨さえそこを通らなければいいのではないかと。ですから、大体 600 メートル×600 メートルぐらいですから、その位だったら 1 枚 2,000 円ぐらいのビニールシートを敷けば、2 億円ぐらいで全部そこを覆うことができるんですね。そうしたら雨が入らないですから、応急措置はそれで出来るのではないかなというふうなつもりでいるんですけど。ですから、もう 1 日でも早くそれをやってみたらどうかなというふうに考えているんですが。そうしますと、そこを通ってくる汚染した水が下流に来るのは、少しでも早く、少しでも少なくできるのではないかなと。その後 3 年かかっているいろんなことを。一度も水が入らなかつたらその中の水位が下がっていくと思いますし、他の山から来ることも無いような所だから、何か対策はとれるのではないかなというふうには考えておりますけれども。

（小原豊明委員）

現場では何か措置が進んでいるかが見えることが一つは大事であると思います。先生方にお伺いしないと分からないのですが、現場のずっと下がってくると沢があって、そこに水がまとまったりしてますね。何か現場で、そんなに金がかからないのもいいと思いますから、やはりまずはとりあえずの処置必要があるなという気がしてならないのですが。

（藤縄克之委員）

この現場にはいろいろな廃棄物が捨てられているんですけども、その中にパークがあります。パークは恐らく疎水性の流体なり、あるいは化学物質、これは多分に吸着してくれるのではないかという感じを持っているんですね。ちょっと実験をやってみないと分かりませんが。ですから、パークがあるところではダイオキシンは多分あまり動かない可能性があります。でもダイオキシンなり燃え殻に直接油とか有機溶剤を振り掛けますと、その中にダイオキシンが溶け込みますから、非常に今度は逆に動きやすくなる。そういう現場なんですね。ですから、どれから動かすかというのは実は非常に難しいというか、しっかり考えないといけない部分ですね。一番最初にドラム缶がもう発見されているということですが、ドラム缶があればまたこれからそれが破損して漏れ出す恐れがありますので、とりあえず撤去するならドラム缶を一番最初に撤去していただきたい。もしまだあるならば。もう既に撤去していただいているなら構いません。それで次に、パークで汚染されていない、要するに有害物質を含まないパークがもし現場にあるのかどうか、もし現場にあれば、そのパークを使って流出してくる水の中に含まれている有害物質をある程度、もしかしたら処理できるかもしれません。やがてそれも他の有害物質と一緒に処理すればいいと思います。先ほどおっしゃったように、多分炭では取れないのではないかなという感じがしま

す。この辺はちょっと実際に調べてみないと分かりませんが、とにかく有機物は比較的有機塩素系化合物、あるいは揮発性の化合物は取ってくれます。

(南博方委員長)

はい。いろいろとご議論いただきましてありがとうございました。そういう技術的な検討の問題もございますので、次に の技術部会の設置について事務局からご説明下さい。

(福永憲二青森県環境生活部次長)

委員長。大変申し訳ございません。ちょっとよろしいでしょうか。ちょっと発言させていただいてよろしいでしょうか。

(南博方委員長)

どうぞ。

(福永憲二青森県環境生活部次長)

委員長の議事の進行ももちろんあると思いますけども、我々実はこれから今、今日これからの対策をとということで、ただ今いろいろ議論をいただいております。対策を進めるにあたって、今日のこの委員会でどうすべきか。まず青森県におきましては拡散防止壁、これに向けて作業を進めていく。それから岩手県さんの方では除去に向けてのいろいろな調査を進めていくということで、それぞれの県において作業を進めなければならないという状況がございます。それで、ただ今の議題の汚染物質の除去、汚染拡散防止対策について、委員会として今基本的な調査をすべきではないかとか、そういうお話がございました。それについてはもちろん検討の上調査をすべきものは調査をすることで進めていきたいと思いますが、基本的に汚染拡散防止壁の作業を進めること、それから岩手県で調査を進めるということ。これについては委員会としてご提言をいただいたということで了解をしてよろしいでしょうか。

(南博方委員長)

そのように了解していただけませんか。

(福永憲二青森県環境生活部次長)

ありがとうございます。

(澤口博二委員)

今、先生方がおっしゃっていること全て含めての上でのことでしたら構わないのですけれど、ただ今通りの青森県側でも言っていた、ただ単に壁を作るだけでしたら、私達住民としては承服できないです。

(福永憲二青森県環境生活部次長)

今日、資料に基づいていろいろご説明しました。最終的にはこういう方向にもっていき

たい。あるいはそれについて皆さんのご意見もありました。それから各委員の先生方のご意見もございました。そういうことをきちんと踏まえて進めていくということはもちろん間違い無く、この検討委員会の検討ということの大前提を考えていくということで、そういう考え方があるからこそ、今あえて委員長の方に、まず汚染拡散の防止壁の作業にて進めていくことについて検討委員会としてご理解いただけるのか、ということでお伺いしたわけです。今おっしゃった質問については、私共は、まさしくそのとおり、この検討委員会の検討を十分踏まえて進めていくという考えでございますので、そこはおっしゃる通りだと思っています。

（四戸廣治委員）

私は、二戸市の四戸という者ですが、我々は一番怖い現場は、今現在はこういう調査を何だかんだとやっていますけれども、その流出にあたるのは青森県側の現場ですので、まず青森県側の方々が十分検討して、処理して、一日も早く撤去を望んでいる住民の一人でございます。と言うのは、この二戸市でも集落センターで、2回・3回と検討をしていただきましたが、この我々が望んでいる現場はたったの一度も触れたことがなかったんです。と言うのは、これは昭和50年過ぎ、55年までいくか、その前か分からないけれども、あそこはちょうど浄法寺線と田子線の県道の脇の牧草地、あのが前の投棄の現場。我々ははっきりこれを見ています。青森県側としてもそれをいろいろ検討して、1日も早く調査して、我々二戸市民の健康を害しないように努力していただきたいと私は思います。終わります。

（南博方委員長）

それでは、議事の進行もでございますので、次の技術部会の設置について説明して下さい。

（築田幸岩手県環境生活部資源循環課長）

資料5に基づいてご説明申し上げます。

技術部会の設置というところで、これは前回検討委員会でご提言いただいたものでございます。そこに目的と位置付けを記載しております。原状回復により環境再生を実現するための具体的手法等に関する技術的評価等を行うことを目的として技術部会を設置したいと考えております。部会は委員会のもとに次の事項について評価等を行うということで、原状回復及び環境再生に関する技術的事項として、部会の検討会のイメージ図を下に示しております。委員会からの検討事項、指示を両県行政がいただきまして、技術部会の方に案を提案する。技術部会において検討評価していただいた結果を検討委員会の方に報告され、それに基づいて検討委員会では更に検討評価を加え、総合的な評価として両県の方に提言されると。これは両県は当然責任ある対応を行って、委員会の方に提出するという形のもので考えております。少なくとも、住民に分かりやすくオープンでということが原則になるかと思っております。住民代表の方にも出席していただくというような形、それから意見もいただくという形にしたいというふうに思っております。それで、8月15日に両県、それから田子町、二戸市の行政ベースの合同会議を持ちましたが、そこでは一応今のところこの合同検討委員会の中の技術分野の委員の方で構成してはどうかというような素案が出

ているというような状況でございますが、その部会のメンバーについては白紙状況ということですので、よろしくご協議、ご審議いただきたいと思います。

（南博方委員長）

ありがとうございました。これについて何かご意見ございませんか。先ほど以来、技術的な問題がかなり出ているわけでございますが、これを、この合同検討委員会においてなかなかそれをまとめるというのは大変でございます。これからまたいろいろと技術的な調査であるとか、あるいはまた原状回復、環境再生を実現するための評価とか調査とか問題になってきますから、どうしても技術部会的なものが必要になってまいります。ただ、それについても検討評価していたものが、必ずこの本委員会にまず諮っていただきまして、そしてそれを更に総合的評価、いろんな技術的な問題ではなくて、住民の皆様のご理解とご協力を得るための策などが必要になってまいりますので、必ずこの合同検討委員会に報告していただいて、ここで総合的な、評価をして、それを青森・岩手両県にまたお返しすると。そういう形をとりたいと考えております。これは発足時期については、いつになりますか。なるべく早く早期に。

（築田幸岩手県環境生活部資源循環課長）

早期に設置したいとは思いますが、出来れば岩手県の調査が年内に行われまして、その結果を是非、技術部会の方にはお諮りしたいとは考えておりますので、目安としては出来るだけ年内早いうちにと。

（南博方委員長）

これは、出来るだけ早期に設置していただきまして、そして今の話ではこの本委員会の中の技術関係の方をもって構成をすると。それからまた住民の方々の傍聴なり、発言なりも出来るように可能にすると。そういうようなことでございますので、その設置要綱、案ですね。これも出来るだけ早くお作りいただきたいと思います。それから人選です。

（南博方委員長）

それでは、次の、これ大事なところですが、排出事業者の責任追及について、事務局からご説明下さい。

（築田幸岩手県環境生活部資源循環課長）

資料6を参照いただきたいと思います。資料に基づいてご説明いたします。排出事業者の責任追求の状況と今後の予定ということで、昨年1月から2月に岩手県側で、これは全面掘削によって確認されたものでございますが、廃食品が確認されております。その排出事業者約20社に対して報告徴収をかけています。もう一つは、同じ時期でございますが、埼玉県の縣南衛生から報告徴収に基づいて提出された排出者リストでございます。150社に報告徴収をかけております。その後、今年の1月から8月にかけてでございますが、埼玉県の縣南衛生の破産管財人から提出されたマニフェストがございまして、これらを基に排出者リストを現在作成中でございます。もう一つ、14年8月2日とあります

が、同じ全面掘削調査によって確認された廃プラスチックでございますが、その廃プラスチックの製造番号から排出事業者が特定できまして、それをさかのぼって追跡した結果、宮城県の土生木建設というところだと判明いたしまして、そこで、本来自社で処分しなければならなかった、焼却処分しなければならなかった廃棄物が焼却されずに三栄化学工業の方に再委託されていたということで、再委託基準違反ということで措置命令をかけたわけです。現在は、青森・岩手それぞれ共通リストを作成中でございます。ここに14年8月末としてありますけれども、これは8月30日ということで、昨日環境省の方から公表されております。関係都県に対しての協力依頼ということで、排出事業者を多数出す首都圏の都と県・市も入ります。両県が行う排出事業者の責任追及への協力を依頼することとしております。実質的には9月以降に両県からの報告徴収作業が開始されます。そしてその報告書が提出された後の整理も、これは協力していただく各県の方にもお願いして、調査の結果、違反が判明すれば措置命令をかけていきたいというふうに今後の予定を進めたいと考えております。以上です。

(南博方委員長)

今のご説明について、何かご意見ございませんか。はい、どうぞ。

(笹尾俊明委員)

この場合の措置命令と言いますと、具体的に廃棄物、どの廃棄物が特定業者が出した廃棄物か、特定が難しいと思うのですが、具体的にはどのような形の措置命令ということになるのでしょうか。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

投棄されている廃棄物によって、生活環境上、支障あるいは支障の恐れがあるということで、その物を含んで、汚染されている土壌をも含める形の撤去命令ということになるかと思います。

(笹尾俊明委員)

と言いますと、ある程度の地域というか、この辺りに廃棄物を含む土壌があるということが分かっているものについてということになるわけでしょうか。

(築田幸岩手県環境生活部資源循環課長)

一番、はっきりと言いますか、分かりやすいのは、事実関係で言いますか、因果関係が証明されると、そこに物があって、製造番号を調べたところ、それが排出事業者が特定できると。しかも委託されている形が法的に違反行為であったという場合には明確に措置命令がかけられるのではないかと思います。例えば燃え殻とか汚泥とか廃油等については、どのような措置命令のかけ方があるのか、この辺はこれから環境省の方と十分協議、あるいはご指導をいただいてやっていかなければならないと思います。

(長谷川信夫委員)

この中でマニフェスト整理というのが書いてありますけれども、今問題にしている廃棄物は、ほとんどいわゆる特管に属するものですよね。そうすると当然これはマニフェストで最終的にどう処分されたかというのが明確になっていなければならないのです。これはどの程度よく整理されたのか分かりませんが、当然それについて両県とも十分な把握というのは、これで見てもよく分からないのですけれども、しているのでしょうか。それとも場合によってはまだ十分、分からないのがあるのでしょうか。特に気になったのは、岩手県で有機溶剤がドラム缶で何本か出てきているわけですね、そういうものの排出元というのは当然かなり処罰されなければならないと思います。その辺についての問題は進んでいるのでしょうか。

（築田幸岩手県環境生活部資源循環課長）

一ヶ所に 218 本投棄されていた廃油入りのドラム缶については、処理業者が特定されましたので、これは措置命令をかけ、当然行政処分もかけておりますし、刑事罰の処分もされております。

（長谷川信夫委員）

かなり調査されているようですので、この中で、かなりたくさんの有害廃棄物があると、そういうものを、マニフェストを含めた整理でやっていくということなんですね。問題はマニフェストですよ。マニフェストがしっかりしていればどこかで分かるわけです。思ったのが、例えば同じ様な廃棄物の中で焼却灰があるとします。焼却灰には当然鉛があると思います。この鉛がかなり含まれているというのはどういう形態の鉛なのか知りませんが、焼却灰的なものが考えられますよね。そうすると焼却灰はどういうものを燃やしたのかとか、その排出業者によってある程度特定できると思うので、そういうのをちゃんと整理というか、調査されているのでしょうか。

（築田幸岩手県環境生活部資源循環課長）

事実、行政側が追いかける場合、年間に報告していただいているのは、マニフェストそのものの報告というのは行政側には出てこないのです。処理事業者から年間マニフェストをきった分だけの、一覧にした実績報告という形で出てきています。そのマニフェストをきったと言いますか、発行した企業の方に報告徴収をかけた上で、そこからマニフェスト、個票をお送りいただいた分を 1 枚 1 枚追いかけるという形になりますので、なかなかマニフェストから排出事業者を特定するのは難しい技術と言いますか、やり方で、やはり措置命令をかけるというのは現場にあった、投棄された廃棄物の事実関係を相手に求めて、そしてそれに照らし合わせたマニフェストが正常に機能というか、発行されてから運ばれ、処分されているかどうかと、合わせて初めて違法性かどうか、合法性が分かるという状況でございます。マニフェストから直接排出事業者を特定するというのはなかなか困難でございます。

（南博方委員長）

豊島の事件と違って、今は廃棄物処理法が改正されて、今おっしゃったようなマニフェス

ト制度が設けられましたので、ある程度その排出事業者の特定、廃棄物の量、そういったものは割と可能になってきたと思います。

それからもう一つ、豊島と違いますのは、今回は国と言いますか、環境省が大変ご努力いただきまして、排出事業者の責任追及について首都圏の関係都県を招集して協力を依頼していただけると。非常に私としては有難いことだと感謝しております。ただ、新聞報道によりますと、少なくとも排出事業者は1,500社以上に及ぶと、更にそれがもっと増えると言われておりますね。これについて、資料6によりますと、責任の徹底追求を行うと言われていて、大変、意気込みは評価できるのですけれども、実際問題として県の区域外、県外の業者に対して果たしてどこまでの調査が可能なのか。それから協力を得られるかという問題がありますし、それからまた労力・費用、そういうような点で相当の負担になるだろうということは覚悟していただかなければいけない。従って、両県でそのような調査、あるいは責任追及をされるという手も結構だけれども、後もう一つ別の何か有効な、効果的な方策というののもやはり考えておかれる必要があるのではないかと。

この前の第一回の時に、田村委員からもお話がありましたが、措置命令を発して、そしてそれに従わないから費用を徴収するというようなやり方では、これは証拠もきちんと整えなければなりませんし、日数も相当かかるということになりますね。ですから、もっと簡易な方法もお考えいただく必要があるのではないかなと、私は考えております。

それでは、これまで事務局の説明、あるいはこれまでの議論を踏まえまして、これ以外のことで結構ですので、何かご要望・ご意見等ございましたら忌憚無くおっしゃっていただきたいと思います。はい、どうぞ。

(中村忠充委員)

技術部会の設置については賛成であります。我々には専門的なものは分かりませんものから、是非とも先生方をお願いをしたい。そして、ただ両県が技術部会に対して諮問すると言いますか、提案するその仕方について、委員長さんから確認をしていただきたいのですが、例えば社会的側面、経費の問題がありますよね。その予算面から一定の取りまとめをした提案をしていくという、そういう方式であればかなり住民としては問題視をする。こういうことです。そうではなくて、オープンにやはり今、いわゆる環境再生というものがどういう形で行えばモデルケースになりうるのかという、こういう形でのやはり技術的なものを予算的側面というものを考えないでというわけにはいかないのかも知れませんが、やっていただければいいのではないかと、そういうふうに私としては考えております。ですから、行政のサイドから予算がこれだけですからこれだけでやってくれと、これだけでやる工事というものがどういう工程があるかというような諮問の仕方はしないで欲しいものであります。

それから、次には環境省の方々に質問を申し上げたいと思いますが、この間8月1日に大木環境大臣が現地視察をされました。その際にもモデルケースとしてこの問題を全体的な問題解決にしていきたいという、そういうことを政府見解として示された訳です。それについて、環境省の方は中身を、どういうことをモデルケースとして想定しているのかという、そういうことをお聞きしたい。

それから今ひとつは、マスコミの方々の質問に対して、両県に対して、不作為の責任を感

じてもらいたいと、こういう発言がありました。ですから、その不作為の責任と言いますか、それを両県がどのように意識をして、どのように感じているのか。かなり、大臣が遠慮した言い方ではありましたが、私共住民としては両県に 82 万立方メートルというものについての責任をどう感じているのだということを示唆したものだというふうに住民としては受け止めました。ですから、先ほど私共がこの委員会の中でそういう行政責任というものを一定の討議と言いますか、決定は出来ないまでも、その部分を明確にさせていただきたいという、要望したのはそういう意味でございました。そのことを一つお願いをしたいと思います。

今一つ、最後にマニフェストの問題でありますけれども、先生方言われるように、結果として何程の資金も回収できないのかもしれない。ただ岩手県が当初からこのマニフェストに一早く着手してきているという、この現実と言いますか、この事実を私共は真剣に受け止めているということ。やはりこの姿勢がいわゆる排出者に対する責任の問い方として、当然経費は余計かかるかもしれない。1 億になるか、2 億円かかるかもしれない。それでも私共はこれはやるべきだというふうに思います。そのことはやはり行政責任としてやらなければならないでしょうし、更には排出者の責任を問うということになるのではないかと、そのように考えております。よろしくお願いをしたいと思います。

それから環境省の方からは、一つ、大臣が言ったモデルケースというものと、それから不作為の責任を取って欲しいといった、この 2 点についてお願いをしたいと思います。

(南博方委員長)

はい、どうぞ。

(粕谷明博委員)

モデルケースとして環境省も一生懸命取り組みたいと。だから内容はいくつかの点に分かれるかと思えます。一つは今お話がありました排出者責任を徹底して追及していきこうと。これだけ首都圏いろいろな所に広がって排出事業者の数が多いものに対して、その責任を調べ、徹底して追及していくのは容易ではないわけです。ただ、今お話がありましたように、それを徹底的にやらないことには再発防止という意味からも効果が低いものになります。それにあって、今、委員長からもお話ありましたように、月末に首都圏の都県、かなりの県を呼びます。それで、具体的に両県からこういう協力をしてもらいたい、という協力内容を具体的に伝えようと思っています。その協力内容については、かなりの役務、具体的にそのマンパワーを首都圏の都県にも使ってもらわなければいけない。そこまでのことをやろうと思っています。こうした排出者責任を徹底して追及していくモデルになるという意味でも、頑張りたいと思っています。

それから原状回復の支援ということについて、従来の制度でしたら国が作っている基金から 3 分の 1 の支援に留まるわけでございますけれども、それについても、今回の概算要求で何とか 2 分の 1 まで支援するようなことが出来ないかということで予算要求をするというのが省としての決定であります。

それから更に、今回のいろんな経験を踏まえて、特に排出事業者の責任を追及する中で、なかなか難しい点が出てきたということがあれば、それをまた更に制度の改正につなげる

ことが出来ないか、そういったところまで含めて検討して参りたいと思っています。それから青森・岩手県の両県、地元の不作為という言葉が適切かどうか分かりませんが、これだけの大規模になってしまったということに対して、大木大臣の素直な感想ではないかと思います。先ほど来、県の責任という話も出ておりますが、こういったことについて議論される中で、どうすれば良かったのか、どうすればここまで拡大せずにもっと素早い手が打てたのかといったような反省事項がいくつか出てこようかと思っています。そうしたことを我々としても、国としての施策の充実というものの中に生かしていきたいと、いうように考えている次第でございます。

(南博方委員長)

ありがとうございました。

(澤口博二委員)

最後をお願いしたいのですけれども、私達田子町の現状なのですけれども、もう既に風評被害は農家の方にポツポツ出始めています。取引を遠まわしに断られたり、そういうのがポツポツ出ている状態ですので、その辺を両県とも真剣に考えてやっていただきたいと思っています。

(斎藤徳美委員)

岩手大学の斎藤と申しますけども。私自身は地下の様子という専門ということで入っていますが、岩手県民とすると、まさに足元ということで、住民の一人という認識は持っております。その中で、今日初めて私は画期的だと思っていたのは、今まで岩手・青森両県の中で非常に考え方が必ずしも一致していなかったし、当然今の時代で言えば、有害物質の撤去というものが絶対条件であるところが、どうもそうではないというふうな誤解を明らかに受けそうな、そういうふうな状態がずっとあったと思います。その意味で、今回、有害物質の撤去ということの大前提にすることで、私はマイナスからようやくゼロのスタートポイントに立ったし、これから本格的な動きが出来るのだろうという認識を持っております。その時に、一つ、住民の方々も、我々いろんな専門的な面からしても、あるいは県・市町村の方々も、この地域の産廃をどうするかということからすると、ある面では共通認識、お互いに信頼感をもって、一体化で動けるような場所が是非、培っていけなければならないという気持ちがあります。ただ今まで、必ずしもそれが出来かねるような多少誤解を招くような、そういう場もあったのではないかとということが、今回は撤去という最終方針を大前提に出てきたということは、私は非常に大きなステップではないかと思えますし、そういう意味で言うと、さきほど不作為の責任というのがあって、行政の問題点と反省の中で当然出てくると思えます。ただ、そこを今、追及しなければ何も出てこないような無意味な争いをするよりは、出来るだけ一体感でこの問題をどうするか。当然県の方について言えばそういうものの何をすれば良かったのか、今後どうすれば生かせるのかということは自主的に協議して、そういうものを出していただけないかという形と、前向きな体制を作るために今日を機会に出来れば、我々も努力をしていきたいと、そんなふうに思っています。

(南博方委員長)

ありがとうございます。

本日は皆様から忌憚りの無い、大変活発な意見交換をしていただきましてありがとうございました。現場は一体でありますのに、今まで両県がバラバラの対策というものを講じている印象を与えていたかに思うわけですが、事務レベルにおきましてかなり両県において調整が進んできたということは、非常に喜ばしいことであって、大きな私は進展があったというふうに捉えております。殊に汚染の除去につきまして、青森・岩手共に最終形態を有害廃棄物の除去ということで一致をしたということは非常に大きな成果であったと思います。更に、また汚染拡散防止策につきまして、あるいはまた技術部会の設置につきまして、あるいはまた排出事業者の責任追及等についても、ほぼ意見の一致が見られたということについて、私は大変有難いことに感じております。それでは、時間もかなり大幅に超過いたしましたので、本日の議事はこれをもって終了をしたいと思います。

(菅野洋樹岩手県環境生活部資源循環推進課長補佐)

はい、ありがとうございました。閉会にあたりまして、青森県福永環境生活部次長からご挨拶があります。

(福永憲二青森県環境生活部次長)

青森県環境生活部次長福永でございます。本日は委員長をはじめ、各委員の先生方、大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、かつ長時間にわたり熱心にご意見をいただきましたことを厚くお礼を申し上げたいと思います。

本日いただいたご提言に基づきまして、早急に実施すべき汚染拡散防止対策につきましては、両県において全力を上げて取り組んで参りたいと、こういうふうに考えております。更に、両県で調整の必要な部分につきましては、更に連携して早急に対応して参りたいと、またこういうふうにも考えております。また、本日、環境省からも出席をいただいておりますが、環境省におかれましては、財政的な支援、その他両県に対する指導、あるいは関係都県支援の働きかけなど、大変積極的に取り組んでいただいていることに対してこの場を借りて深く御礼を申し上げたいと思います。当年、技術的な部分の検討が急がれることになるというふうに考えておりますが、今日委員会において決まりました技術部会の設置ということ踏まえまして、更にその技術部会中で検討をしていただきまして対策を講じていきたいというふうに考えておりますので、引き続き委員の皆様のご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は検討委員会において指摘された事項、更に十分に調査をすべきであるというふうに指摘された事項などにつきましては、両県におきまして検討の上どのようにするかを決めていきたいというふうに思っております。また、本日ご提示いたしましたスケジュールにつきまして、両県連携しまして、地元住民の皆様方の暮らしの安全、安心感の確保、これを第一にといたしまして、最大限の努力をして参りたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導とご協力をよろしくお願いいたしまして閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

ただきます。大変ありがとうございました。

(菅野洋樹岩手県環境生活部資源循環推進課長補佐)

これもちまして、第二回青森・岩手県境不法投棄事案に関する合同検討委員会を閉会します。どうもありがとうございました。